

薬食発0628第7号
平成25年6月28日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について(通知)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(平成25年政令第208号。以下「改正政令」という。)(官報号外第138号)が平成25年6月28日に公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会长及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会长宛てに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 改正政令について

1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。

- (1) クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤
- (2) クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
- (3) テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド及びこれを含有する製剤
- (4) ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。

- (1) 2-(ジエチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤(2-(ジエチルアミノ)エタノール0.7%以下を含有するものを除く。)

3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。

- (1) 2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-
(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テト



ラフルオロー-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4-(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物
(2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート80.9%以上を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート10%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート2%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4-(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート1%以下を含有し、かつ、2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.2%以下を含有するものに限る。)並びにこれを含有する製剤

4 施行期日

平成25年7月15日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

5 経過措置等

- (1) 新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行の日（平成25年7月15日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、同年10月31日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用せず、また、改正政令の施行の日において、現に存するものについては、同日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は適用しないこととしたこと。
- (2) 新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導すること。また、改正政令の施行の日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行の日から適用されるものであるので、関係業者を適正に指導すること。

第2 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添1に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添2のとおりであること。

(経過措置)

2 平成二十六年度における改正後の第二十五条の一第一項の一時金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第四十四条第一項及び第六項に規定する特例老齢農林年金の支給に代えて支給されるものを除く。）に係る改正後の第三十条の二において読み替えて準用する改正後の第二十九条第一項に規定する国庫補助対象額算定率についての同条第一項の規定の適用については、同項中「当該年度の十月一日前一年間」とあるのは、「当該年度」とする。

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百七号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第二百一十三号を第二百一十四号とし、第二百九号から第二百一十一号までを一号ずつ繰り下げる。第二百八号の次に次の一号を加える。

百九 ペルツズマブ及びその製剤

附則
この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村憲久
内閣総理大臣 安倍晋三

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。
御名 御璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百八号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三條の八並びに別表第一第一八号及び別表第二九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第一号）の一部を次のように改正する。
第一条中第六号の九を第六号の十一とし、第六号の三から第六号の八までを二号ずつ繰り下げ、第六号の二を第六号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
第一条中第八号の次に次の一号を加える。

六の二 クロントンアルデヒド及びこれを含有する製剤
第一条中第十九号の五を第十九号の六とし、第十九号の四を第十九号の五とし、第十九号の二を第十九号の四とし、第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれを含有する製剤
第一条中第二十四号の六を第二十四号の七とし、第二十四号の五の次に次の一号を加える。

二十四の六 プロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤
第二条第一項第三十二号中(169)を(170)とし、(106)から(168)までを(107)から(169)までとし、(105)の次に次のように加える。

1 第一条中第六号の次に次の一号を加える。
定は、公布の日から施行する。

(106) 二・三・五・六・テトラフルオロ-四-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(-R・三(R)-三-((1-シアノプロパー-エニル)-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六・テトラフルオロ-四-(メトキシメチル)ベンジル)=(E)-(-R・三(R)-三-((1-シアノプロパー-エニル)-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六・テトラフルオロ-四-(メトキシメチル)ベンジル)=(Z)-(-S・三(S)-三-((1-シアノプロパー-エニル)-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六・テトラフルオロ-四-(メトキシメチル)ベンジル)=(E)-(-R・三(S)-三-((1-シアノプロパー-エニル)-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物、二・三・五・六・テトラフルオロ-四-(メトキシメチル)ベンジル)=(E)-(-R・三(S)-三-((1-シアノプロパー-エニル)-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び二・三・五・六・テトラフルオロ-四-(メトキシメチル)ベンジル)=(Z)-(-R・三(S)-三-((1-シアノプロパー-エニル)-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート八〇・九%以上を含有し、二・三・五・六・テトラフルオロ-四-(メトキシメチル)ベンジル)=(E)-(-R・三(R)-三-((1-シアノプロパー-エニル)-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇%以下を含有し、二・三・五・六・テトラフルオロ-四-(メトキシメチル)ベンジル)=(Z)-(-S・三(S)-三-((1-シアノプロパー-エニル)-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート二%以下を含有し、二・三・五・六・テトラフルオロ-四-(メトキシメチル)ベンジル)=(E)-(-R・三(S)-三-((1-シアノプロパー-エニル)-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一%以下を含有し、二・三・五・六・テトラフルオロ-四-(メトキシメチル)ベンジル)=(E)-(-R・三(S)-三-((1-シアノプロパー-エニル)-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る)並びにこれを含有する製剤
第三条第一項中第三十三号の二を第三十三号の三とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 二-(ジエチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤
ルアミノ)エタノール〇・七%以下を含有するものを除く。
附則
(施行期日)
1 この政令は、平成二十五年七月十五日から施行する。ただし、第一条第一項第二十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
（毒物）	（毒物）	（毒物）
第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。
一～六 （略）	一～六 （略）	一～六 （略）
六の二 クロドンアルデヒド及びこれを含有する製剤	六の二 クロドンアルデヒド及びこれを含有する製剤	六の二 クロドンアルデヒド及びこれを含有する製剤
六の三 （略）	六の三 （略）	六の三 （略）
六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤	六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤	六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
六の五～六の十一 （略）	六の三～六の九 （略）	六の三～六の九 （略）
七～十九の二 （略）	七～十九の二 （略）	七～十九の二 （略）
十九の三 テトラメチルアンモニウムリヒドロキシド及びこれを含むする製剤	十九の三 テトラメチルアンモニウムリヒドロキシド及びこれを含むする製剤	十九の三 テトラメチルアンモニウムリヒドロキシド及びこれを含むする製剤
十九の四～十九の六 （略）	十九の三～十九の五 （略）	十九の三～十九の五 （略）
二十～二十四の五 （略）	二十～二十四の五 （略）	二十～二十四の五 （略）
二十四の六 ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤	二十四の六 （新設）	二十四の六 （新設）
二十四の七 （略）	二十四の六 （略）	二十四の六 （略）
二十五～三十一 （略）	二十五～三十一 （略）	二十五～三十一 （略）
（劇物）	（劇物）	（劇物）
第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一三三十一の二 (略)

三十二 (略)

(略)

(1)
(105)

(106) | (1)
二・三・五・六一テトラフルオロ一四一 (メトキシメチル) ベ
ンジル || (Z) 一 (一R・三R) 一三一 (二一シアノプロペー
一エニル) 一一・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一 (メトキシメチル) ベ
ンジル || (E) 一 (一R・三R) 一三一 (二一シアノプロペー
一エニル) 一一・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一 (メトキシメチル) ベ
ンジル || (Z) 一 (一S・三S) 一三一 (二一シアノプロペー
一エニル) 一一・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一 (メトキシメチル) ベ
ンジル || (E) 一 (一RS・三SR) 一三一 (二一シアノプロ
ペー一エニル) 一一・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシ
ラート及び二・三・五・六一テトラフルオロ一四一 (メトキシ
メチル) ベンジル || (E) 一 (一S・三S) 一三一 (二一シアノプロ
ペー一エニル) 一一・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシ
シラートの混合物 (二・三・五・六一テトラフルオロ一四一 (メ
トキシメチル) ベンジル || (Z) 一 (一R・三R) 一三一 (二一
シアノプロペー一エニル) 一一・二一ジメチルシクロプロパン
カルボキシラート八〇・九%以下を含有し、二・三・五・六一テ
トラフルオロ一四一 (メトキシメチル) ベンジル || (E) 一 (一
R・三R) 一三一 (二一シアノプロペー一エニル) 一一・二一
ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇%以下を含有し、
二・三・五・六一テトラフルオロ一四一 (メトキシメチル) ベン

一三三十一の二 (略)

三十二 (略)

(略)

(新設)
(1)
(105)

ジル＝(Z) — (—S・=S) — = — (ニ—シアノプロパ— —
エニル) — = — (ジメチルシクロプロパンカルボキシラート二
%以下を含有し、ニ・三・五・六—テトラフルオロ—四— (メト
キシメチル) ベンジル＝(EZ) — (—RS・=S) — = —
ニ—シアノプロパ— —エニル) — = — (ジメチルシクロプロ
パンカルボキシラート一%以下を含有し、かつ、ニ・三・五・六
—テトラフルオロ—四— (メトキシメチル) ベンジル＝(E) —
(—S・=S) — = — (ニ—シアノプロパ— —エニル) — = —
ニ—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート○・一%以下を含
有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

(107)
(170) (略)

三十三 (略)

三十三の二 — (ジエチルアミノ) エタノール及びこれを含有する
製剤。ただし、ニ— (ジエチルアミノ) エタノール○・七%以下を
含有するものを除く。

2
三十三の三 (略)
三十四～百九 (略)

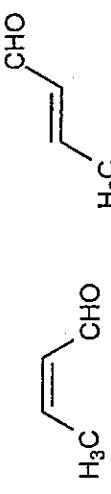
(新設)
三十三 (略)
(略)

三十三の二 (略)
三十四～百九 (略)

2 (略)

毒物に指定するもの

別添 2

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
クロトンアルデヒド	 $\text{C}_4\text{H}_6\text{O} / (\text{CH}_3\text{CH}=\text{CHCHO})$ 分子量 70.1 CAS No. 4170-30-3	原体及びこれを含有する製剤	外観:特有の刺激臭のある無色の液体 沸点: 104°C 融点: -76°C 相対蒸気密度: 2.41 (空気=1) 相対比重: 0.85 (水=1) 蒸気圧: 3.2 kPa (25°C) 溶解性: 水: 18.1g/100mL (20°C) エタノール、エーテル、アセトンに可溶	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット > 50 ~ ≈ 300 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ウサギ 128 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/m³ (0.5hr), mg/L (4hr), ppm (0.5hr) (4hr)) ラット $\frac{4000\text{mg}/\text{m}^3(0.5\text{hr})}{1400\text{ppm}(0.5\text{hr})(\Rightarrow 486, 495\text{ppm}(4\text{hr}))}$ ウサギ $\frac{88\text{ppm}(4\text{hr})(=0.26\text{mg}}{\text{L}(4\text{hr})(ガス)}$	ブチノール、クロトン酸、ソルビン酸等の各種化學薬品及び医薬品の製造原料。樹脂及びボリビニルアセタルの製造原料。ボリ塩化ビニルの溶媒。ゴム酸化防止剤。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	区分	性 状	毒 性	主な用途
クロロ酢酸メチル	 $\text{C}_3\text{H}_5\text{ClO}_2$ 分子量 108.5 CAS No. 96-34-4	原体及びこれを含有する製剤	外観: 特徴的な臭気のある無色の液体 沸点: 130°C 融点: -32°C 相対蒸気密度: 3.7 (空気=1) 相対比重: 1.2 (水=1) 蒸気圧: 650 Pa (20°C)	急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット > 50 ~ ≤ 300 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ヴサギ 318 急性吸入毒性 LC_{50} (ppm (4hr)) ラット 210 ~ 315 (ガス)	医薬品 (ビタミンB1・B6)、香料、農薬、界面活性剤等の溶剤等。

※ 急性毒性: 単回投与 (暴露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50) 又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量 (濃度) を表し、投与 (暴露) された動物のうち 50% が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

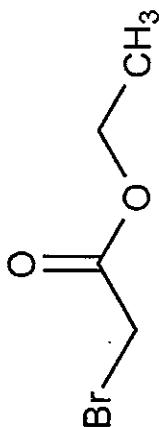
毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	区分	性 状	毒 性	主な用途
テトラメチルアンモニウム＝ ヒドロキシド	$\begin{array}{c} \text{CH}_3 \\ \\ \text{H}_3\text{C}-\text{N}^+-\text{CH}_3 \end{array}$ $\text{CH}_3^- \quad \text{OH}^-$	原体及びこれを含有する製剤	<p>外観: 白色の吸湿性針状結晶</p> <p>沸点: 135～140°Cで分解</p> <p>融点: 63°C</p> <p>相対蒸気密度: 3.1 (空気=1)</p> <p>相対比重: 1.0 (水=1)</p> <p>C₄H₁₃NO / (CH₃)₄NOH 分子量 91.2 CAS No. 75-59-2</p>	<p>原体:</p> <p>急性経口毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット 34～50</p> <p>急性経皮毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット 112</p> <p>急性吸入毒性 データなし</p> <p>皮膚刺激性、眼刺激性 強いアルカリ性から腐植性物質と推定</p> <p>溶解性: 水; 1000g/L (25°C) オクタノール/水 分配 係数 (log P): -2.47 その他の溶解性: -</p> <p>安定性・反応性: 水溶液は塩基と強く反応。金属と触れると水素ガスを発生。</p>	半導体及び液晶パネルのフォトリソグラフィーにおいて使用。電子部品洗浄剤。触媒。試薬。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	区分	性 状	毒 性	主な用途
プロモ酢酸エチル	 C ₄ H ₇ BrO ₂ 分子量 167.0 CAS No. 105-36-2	原体及びこれを含有する製剤	外観:無刺激臭を伴う無色の液体 沸点:159°C (他のデータ 168.5°C) 融点: -38°C 相対蒸気密度:5.8 (空気=1) 相対比重:1.5(水=1) 蒸気圧:449 Pa(25°C)	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット>50~≤300 急性経皮毒性 データなし 急性吸入毒性 致死濃度 (ppm (4hr)) <u>68 (ガス)</u> 皮膚刺激性 ヒト 軽度の刺激性	医薬品及び農業の製造中間体。有機合成原料。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの(濃度下限値設定により劇物から除外するものを含む。)

名 称	構 造 式	性 状	毒 性	主な用途
2-(ジエチルアミノ)エタノール	 $\text{C}_6\text{H}_{15}\text{NO} / (\text{C}_2\text{H}_5)_2\text{NC}_2\text{H}_4\text{OH}$ 分子量 117.2 CAS No. 100-37-8	<p>原体及びこれを外観:無色透明の吸湿性液体 含有する製剤 (0.7%以下を含有するものを除く。)</p> <p>沸点: 163°C 融点: -70°C 密度: 0.88g/cm³(25°C) 相対蒸気密度: 4.04 (空気=1) 相対比重: 1.02(水=1) 蒸気圧: 0.19 kPa (20°C) (他のデータ: 0.25 kPa (20°C)) </p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット 1300 急性経皮毒性 LD₅₀ (mg/kg) ウサギ 1,100 モルモット 885 (4日間適用。4時間では1000超と推察) </p> <p>急性吸入毒性 LC₅₀ (mg/L (4hr)) ラット 4.5(蒸気) 皮膚刺激性 ウサギ: + 眼刺激性 ウサギ: 強度の刺激性～腐蝕性 </p>	<p>医薬品(抗ヒスタミン剤、抗マラリア剤、局所麻酔剤、鎮痛剤等)の製造原料。印刷インキ及びアゾ染料の緩衝揮発剤。燃料油のスランジ防錆剤。ワニクス類の乳化剤。防錆剤。ポキシ樹脂の低温重合促進剤。ウレタンフォームの発泡触媒。</p> <p>0.7%製剤: 急性経口毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット >2,000 急性経皮毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット >10,000 急性吸入毒性 LC₅₀ (mg/L (4hr)) ラット >4.43(ミスト)* </p> <p>*:理由 *:経験則から最初は空気供給量を低めに設定し、徐々に上げて濃度の適正条件を探ったが、 </p>

12.0L/min から 13.0L/min まで
上げたところで濃度が平衡若しくは減少傾向となり、相関性が不良という結果になつた。従つて、13.0L/min の濃度 5.22mg/L が技術的な発生限界濃度であるとして、当該数値を目標に本試験を実施し、曝露濃度が 4.43mg/L という結果になつた。

一方、経済協力開発機構(OECD)の化学物質の試験に関するガイドライン／急性吸入毒性試験(403)中に、ミストの場合 5mg/L 又は到達可能な最大濃度が上限濃度である旨記載されており、本試験の曝露濃度設定は妥当であると判断した。

皮膚刺激性
ウサギ：—

眼刺激性
ウサギ：軽度の刺激性

- ※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。
※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又は LC₅₀(Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	区分	性 状	毒 性	主な用途
2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4- -(メトキシメチル)ベンジル= (Z)- (1R, 3R)-3-(2-ジ アノプロパ-1-エニル)-2, 2 -ジメチルシクロプロパンカルボ キシラート、2, 3, 5, 6-テトラ フルオロ-4-(メトキシメチル) ベンジル=(E)- (1R, 3R)- 3-(2-シアノプロパ-1-エ ニル)-2, 2-ジメチルシクロプロ apanカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メ トキシメチル)ベンジル=(Z)- (1S, 3S)-3-(2-シアノプロ ペ-1-エニル)-2, 2-ジメ チルシクロプロパンカルボキシラ ート、2, 3, 5, 6-テトラフルオ ロ-4-(メトキシメチル)ベンジ ル=(EZ)- (1RS, 3SR)-3 -(2-シアノプロパ-1-エニ ル)-2, 2-ジメチルシクロプロ パンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メ トキシメチル)ベンジル=(E)- (1S, 3S)-3-(2-シアノプロ ペ-1-エニル)-2, 2-ジメ チルシクロプロパンカルボキシラ ートの混合物(2, 3, 5, 6-テ トラフルオロ-4-(メトキシメチ ル)ベンジル=(Z)- (1R, 3R)-3-(2-シアノプロ ペ-1-エニル)-2, 2-ジメ チルシクロプロパンカルボキシラ ート(2, 3, 5, 6-テ トラフルオロ-4-(メトキシメチ ル)ベンジル=(Z)- (1R, 3R)-3-(2-シアノプロ ペ-1-エニル)-2, 2-ジメ チルシクロプロパンカルボキシラ ート80.	原体並びにこれ を含有する製剤	外観: 白色の粉末又は小塊 融点: 71.2°C 蒸気圧: 0.055 mPa(25°C)	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) <u>ラット(♂)>2,000</u> <u>ラット(♀)>300～<2,000</u> 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) <u>ラット(♂,♀)>2,000</u> 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/kg) <u>ラット(♂,♀)>2</u>	殺虫剤原体	

9%以上を含有し、2, 3, 5, 6
-テトラフルオロ-4-(メトキシ
メチル)ベンジル=(E)-(1R,
3R)-3-(2-シアノプロペ
-1-エニル)-2, 2-ジメチルジ
クロプロパンカルボキシラート1
0%以下を含有し、2, 3, 5, 6
-テトラフルオロ-4-(メトキシ
メチル)ベンジル=(Z)-(1S,
3S)-3-(2-シアノプロペ
-1-エニル)-2, 2-ジメチルジ
クロプロパンカルボキシラート
2%以下を含有し、2, 3, 5, 6
-テトラフルオロ-4-(メトキシ
メチル)ベンジル=(EZ)-(1R
S, 3SR)-3-(2-シアノプロ
ペ-1-エニル)-2, 2-ジメ
チルシクロプロパンカルボキシラ
ート1%以下を含有し、かつ、
2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4
(メトキシメチル)ベンジル=
(E)-(1S, 3S)-3-(2-シ
アノプロペ-1-エニル)-2, 2
-ジメチルシクロプロパンカルボ
キシラート0.2%以下を含有する
ものに限る。)

※ 急性毒性・単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表す。通常、経口、
経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸収の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。